

2012年度
関西学院大学ロースクール

C日程

一般入試（法学未修者）

論 文 問 題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【論文問題】

問題文をよく読んで、以下の問いに答えなさい。

問題 1 本文の中で示されている筆者の、①「恩=報恩」の考え方、②「恩=報恩」が「交換の規則」に与える影響についての考え方、および③「恩=報恩」や「交換の規則」に対する日本社会の持つ特殊性に関する考え方について、①～③をあわせて約 400 字でまとめなさい。

問題 2 筆者が論じている「両義的な他者」を排斥する日本社会の特殊性について、著者の考えを整理した上で、反証を挙げて自説を裏付けながら約 500 字で反論をしなさい。ただし、「個人・社会二元論的認識枠組」と「相互関係論的認識枠組」の用語を用いること。

大坂は、宣教師によってヴェネチアに比せられた、かつての堺のような自治都市ではなく、幕府による直轄支配の下にあって、遠隔地交易の結節点としての役割を与えられ、商品経済が無秩序な発展を遂げることを妨げる防波堤になっていた。大坂という都市のこのような特質が、どのような歴史的意味を持つかは、それ自体別個に考察されなければならないが、われわれの当面の関心は、大坂という都市内部において、商品交換が日常生活における一般的な交換形態になったという点にある。これは、追憶の秩序によって編成された村落共同体が極力排してきた事態であり、追憶の秩序に危機をもたらす可能性があることを意味している。いいかえれば、商品交換の一般化による追憶の秩序の危機の徴候がどのようなものであるか、大坂においてみるのできるのである。

そこで、われわれが取り上げるのが、近松門左衛門(1653-1724)が1703年に書いた世話物の第一作『曾根崎心中』である。近松は、実際に大坂に起こった心中事件に題材を取って、これを手代の徳兵衛と女郎のはつが心中するまでの物語に仕立てた。心中は当時の大坂町人の大きな関心事のひとつであり、大坂での初演は大成功であった。

フランスの日本文学者ルネ・シフェールは、近松の作品群を「ブルジョワ悲劇」と呼び、世界に類例のないものとしている。近松と同時代のフランスでは、モリエールの『町人貴族』にみられるように、ブルジョワ＝町人は、貴族を真似ようとする成り上がり者であり、芝居のなかでは、単に笑いの対象でしかなかった。ところが、近松は、町人の生活世界を悲劇にまで高めたのである。これが、近松の世話物の「芸術的」価値であり、同時に、われわれの問題関心に合致する点でもある。まず、『曾根崎心中』のあらすじをみておこう。

平野屋の手代である徳兵衛は、天馬屋の女郎はつと懇ろの仲だったが、親方から、その姪との縁談話を持ちかけられる。はつを愛している徳兵衛は、この話を断るが、親方は、徳兵衛の継母に二貫目の敷銀を渡してある。もし、断るなら、敷銀を四月七日までに返して出ていけという。継母から敷銀を取り、親方に返しに行く途中、徳兵衛は、知り合いの油屋九平次と出会う。九平次は、入り用の金のできたので貸してくれと徳兵衛に懇願し、人の良い徳兵衛はこれを承諾し、借り証文を交わす。ところが、九平次は約束の期日がすぎても金を返さず、徳兵衛が証文をみせて返済を迫ると、以前に自分がなくした判を使って偽の証文をでっち上げたと、逆に徳兵衛を詐欺師扱いする。親方に金を返すことができなくなった徳兵衛が、死を覚悟していることをはつに打ち明けると、はつも徳兵衛と共に死ぬ決意をする。

『曾根崎心中』には、主人公の徳兵衛を中心にして、三つの重要な人間関係がある。それは、徳兵衛と親方、徳兵衛と九平次、そして徳兵衛とはつとの関係である。物語はこれらの関係に亀裂が生じる、あるいは少なくともその可能性が生じる過程を描いているが、興味深いのは、いずれの場合にも、金銭が関わっている点である。徳兵衛と親方の関係の悪化には、親方が徳兵衛に内緒で徳兵衛の継母に渡した敷銀が絡んでいる。徳兵衛と九平次のもめ事は、金銭の貸し借りから生じている。そして、徳兵衛とはつとの関係の危機は、徳兵衛が女郎のはつを身請けできないことに起因している。

それは、あたかも、貨幣が、みえない糸を手繰るようにして悲劇を進行させる、影の主役であるかのようである。(中略)

親方にとって、面倒をみてきた徳兵衛が自分の申し出を受けず、敷銀を返して自分と縁を切ろうとするのは、徳兵衛という存在に理解しがたい部分を発見することであり、徳兵衛が両義的な他者に変貌していくことである。また、友人だと思っていた九平次に騙されたとわかった時点で、徳兵衛にとって、九平次は両義的な他者になる。これは、貨幣による対等な交換が、他者の両義性を顕在化させることを意味している。

こうした他者の両義性の顕在化を防ぐために、『曾根崎心中』の世界では、貨幣は単なる媒介手段ではなく、象徴的な意味を持ち、権力作用を及ぼすことがある点も容認されている。例えば、親方は、自分の姪と徳兵衛を夫婦にすることによって、徳兵衛に対する影響力がいっそう強くなり、自らの支配の及ぶ範囲をより確固たるものにできる。ところが、徳兵衛がはつと懇ろになっているということを知ったため、徳兵衛の継母に二貫目を渡して、徳兵衛が縁談話を断ることができないように仕組む。ここで、二貫目の敷銀は、親方が自らの影響力を高めるための手段として使われている。また、徳兵衛が九平次に親方に返すべき金子を貸したのは、それが友情の証になると徳兵衛が考えたからである。金を貸すという行為は、単なる貸借関係ではなく、「兄弟同事の友達」である九平次との関係をより強固なものにするはずだったわけである。

貨幣は権力作用を及ぼすことによって、交換する者の間に不均衡を生むが、それは関係の維持と強化に役立つ。例えば、徳兵衛が親方のいう通り、親方の姪と結ばれ、敷銀を受けていれば、交換自体は対等であるとはいえないが、親方と徳兵衛は安定した関係を続けることができたはずである。このような関係の固定化が可能なのは、交換が等価であれば、貸し借りなしということで、関係を続ける必要はないが、交換する者の一方に借りができれば、借りが返されるまでは関係を解消することはできなくなるからである。

貨幣が権力作用を及ぼすことを前提とした不均衡な交換が成り立つためには、借りを返すまでは関係を解消することはできないという点が、交換する者同士の間で了解されていなければならない。自分が面倒をみてきた徳兵衛がいきなりにならないだけで、親方は、「をれがそれも知つてゐる。蜷川の天満屋のはつめとやらと腐り合ひ。鼻^かが姪を嫌ふよな。よい此の上はもう娘はやらぬ。やらぬからは銀を立て。四月七日までにきつと立て商ひの勘定せよ。まくり出して大坂の地は踏ませぬ」と怒る。これは、交換を成立させる暗黙の規則を破った徳兵衛に対する倫理的な怒りである。また、徳兵衛も、幼少のころから面倒をみてくれた親方に借りを返すことができなかつたことを悔やんでおり、はつとの死への道行の途中で、「我幼少にて誠の父母に離れ。叔父といひ親方の苦勞となりて人となり。恩も送らず此のままに」とこぼす。これは、交換の規則を破ったことに対する罪の意識である。

このような交換の規則は、「恩」と「報恩」の倫理に基づくものとして、すでに、ルース・ベネディクトや川島武宜らによって分析されている。

恩を契機にした関係では、恩義を施した者＝施恩者が、恩義を受けた者＝受恩者に対して優位

に立つ。ここで、受恩者が返済期限内に負債を返すことができる場合とできない場合では、交換の質にちがいがあがる。前者を期限付交換と呼び、後者を無期限交換と呼ぶことにしよう。

期限付交換に当てはまるのは、徳兵衛と九平次の交換である。徳兵衛が九平次に二貫目の金子を貸すという行為は、単なる貸借関係を意味するわけではない。金を貸すことによって、徳兵衛は恩義を施したことになる、九平次は徳兵衛に対して負い目ができる。九平次は、徳兵衛から受けた恩に報いるためにも、約束の期日までに借りた金を返さなければならない。徳兵衛が九平次に対して、「言ふな言ふな九平次。身が此の度の大難儀どうもならぬ銀なれ共。晦たつた一日で身代立たぬと嘆いたゆへ。日頃語るはここらと思ひ男づくで貸したぞよ」というとき徳兵衛が示すのは、期限付交換の規則を破った恩知らずの九平次に対する倫理的な怒りである。

期限付交換では、近い将来に果たすべき行為が明確に規定され、予期された行為を果たすことが「正直」、「誠実」のような美德とされる。徳兵衛が死を決意するきっかけになったのが、九平次に騙されて、親方に約束の期日までに敷銀を返すことができなくなったからであるのは、正直、誠実といった観念がそもそも時間に関するものであり、期限付交換の発達に応じて、倫理的な態度とされたことを示している。

商品交換も期限付交換であり、買い手と売り手は対等ではなく、買い手が売り手に対して、優位に立つことになる。これは、買い手が商品生産のコスト以上の額を支払うことによって売り手は利潤を得るので、買い手が施恩者に擬せられるからである。ベネディクトは『菊と刀』のなかで、しばしば、恩の論理を理解するためには、これをアメリカ人の経済取引と比較せよと指摘しているが、これは当然のことであって、商品交換を含む交換一般の規則が、恩と報恩の倫理なのである。

期限付交換とちがって、受恩者がある期限内で負債を返せない場合には、受恩者が施恩者の支配下に入ることになる。これが、無期限交換の始まりであり、徳兵衛と親方の関係がこの後者の場合に当てはまる。ここで、しばしば、恩義を施した者は親、恩義を受けた者は子とみなされ、疑似血縁関係が結ばれる。徳兵衛にとって、平野屋の主人は「親」方であり、これに対して、徳兵衛は「子」方ということになる。

受恩者は、恩を返すまで施恩者の支配から逃れられない。もし、施恩者が、受恩者に対する自らの支配を強化したいと欲すれば、機会あるごとに恩を施し続けていけばよいわけである。親方が、自分の姪との縁談話を徳兵衛に持ちかけるのも、自らの徳兵衛への支配を確固たるものにするためである。

自ら両義的な他者として振る舞うと同時に、交換の相手も両義的な他者として対等に接していくことが、商品交換をそれ自体として生きることであり、それは、共通の貨幣の普遍性を信仰していることを除けば、何らの共通点もないような他者と交換することであり、交換を通じて築かれる関係はあくまで一時的なものにすぎない。しかし、『曾根崎心中』では、貨幣を媒介とする交換は、関係をそこで終わらせるのではなく、恒常的な関係を築くものとされている。商品交換を含めたあらゆる交換は、一回限りのものではなく、新たな関係の始まりなのである。そして、一度、交換が成立すると、それによって築かれた関係を維持するために、交換は永遠に繰り返されていく。

恩返しを期待して恩を施しても、受恩者がこの期待を裏切るのでは意味がない。交換が反復されるためには、受恩者が施恩者に対して恩を感じてある期間の内に恩返しをするか、そうでなければ、積極的に施恩者の支配下に入っていくという交換の規則が遵守されなければならない。このために、交換の規則が守られているかどうかを監視するような機関が必要となる。この監視を行うのが、「世間」である。(中略)

世間として意識されるのは、意識する者の生活に直接に関わる可能性がある世界である。この意味で、世間は意識する者によって異なった空間的広がりを持つ。例えば、徳兵衛や親方にとって、世間は、彼らと同じ大坂の町人が生活する空間に存在している。施恩者として、すでに受恩者である徳兵衛を支配する権利を得ている親方は、恩知らずの徳兵衛に対して、「大坂の地は踏ませぬ」と威嚇する。このような威嚇が可能なのは、親方は、施恩者＝支配者として世間の認知を受けているので、世間の権威において、自分を裏切った徳兵衛に制裁を加える権利があるからである。世間の権威に依る親方の制裁に対して、徳兵衛は「それがしも男の我 ヲソレ^{かしこま}畏った」といい返し、大坂を出る覚悟を決める。このように、世間の権威を無視して、世間の影響が及ぶ範囲から出ることは、被支配者である受恩者が取りうる唯一の抵抗手段である。しかし、通常、簡単に自らの世間を捨て去ることができないのは、世間が自分自身の一部でもあるからである。

世間は、それを意識する者の外にありながら、意識のなかで再構成されなければ存在しえない。それは、明確な境界線を持たず、意識する者の交際範囲や手持ちの知識によって、至るところに広がる可能性を秘めており、この可変性が、相互監視システムとして世間を機能させることになる。その存在が意識されていながら、姿をはっきりと現すことなく沈黙し続ける空間、それが世間である。

徳兵衛が死を選ぶことになるのも、監視システムとしての世間が働いているからである。(中略)

徳兵衛の死の決意には、ふたつの感情が伴っている。それは、恥と悔しさという感情である。交換の規則を守らなかったと世間からみられることが、徳兵衛に恥の感情を抱かせる。同時に、世間からこのようにみられている自分は、本来の自分ではないと思い、この本来の自分と世間の自分に対するイメージとのずれが悔しいという感情として表れる。いずれの感情も、世間との関わりで生じるものであり、客観化された空間としての世間が本当の自分を理解していないと感じるときに、悔しい、あるいは口惜しいという感情が生まれ、客観化されていない自己の一部としての世間が、世間の指針に従わなかった自分自身に懲罰を与えようとするときに、恥の感情が表れる。恥をそぞぐために、自ら死を選ばなければならないのは、このためである。監視システムとしての世間では、世間が意識のなかで再構成されてはじめて意味を持つために、自己の外部からの監視が同時に自己監視につながる。したがって、わざわざ刑罰の方法を考えずとも、自死というかたちで、自己懲罰させる仕組みになっているわけである。(中略)

『曾根崎心中』で描かれた十八世紀初頭の大坂では、商品交換はかなり一般化している。しかし、貨幣による対等な交換は、必ずしも滞りなく行われるとは限らない。徳兵衛のように、交換相手を盲目的に信じたために、死に追いやられる者も出てくる。徳兵衛にとって、信じていたにもかかわらず自

分を裏切った九平次は、理解を超えた存在、つまり両義的な他者である。こうした他者の両義性の顕在化は、共同体の秩序にとって最大の危機であり、異人殺し伝説にあるように、共同体が、行商人のような両義的な他者を暴力的に排除したりすることで、商品経済の浸透を回避して追憶の秩序を回復しようとする点は、すでに示した通りである。(中略)

以上のような点から、身分制秩序の下では、社会から独立した個人が存在するという発想が誕生する可能性はないようにみえる。そこで、相互関係論的認識枠組が支配的になる理由として、「当時は身分制社会だったから」という答えが出てくるであろう。しかし、同じように身分制社会だった西欧では、個人・社会二元論が支配的な認識枠組となっていくことを考えると、このような解答は必ずしも適切とはいえず、主従関係に基づいた秩序の存在自体は、相互関係論的認識枠組の生成を説明しえない。したがって、相互関係論的認識枠組が形成される理由は、幕藩制の構造自体にあるのではなく、別のところにあるはずである。われわれは、それは、追憶の秩序とそれを脅かす商品経済の位置付けにあると考える。追憶の秩序と商品経済をいかに捉えるかによって、異なった社会学的認識枠組が形成されるのである。そこで、まず個人・社会二元論的認識枠組がいかんして形成されるかについてみてみよう。

何度も繰り返しているように、貨幣による対等な交換は容易には成立しない。それを一挙に合法化しようと思えば、対等な交換そのものを「平等」という価値の下に規範化し、貨幣をそのための媒介手段として明確に位置付ける必要がある。そして、それは貨幣に普遍性を与える、個人を超えた「第三者」の手によって、はじめて可能になる。しかし、このような第三者が自然に生まれてくるわけではなく、それを一挙に生み出そうとすれば暴力を行使せざるをえない。この第三者の暴力的な創出がフランス革命や清教徒革命のような革命であり、創出された第三者とは、革命の結果誕生した「近代国家」のことである。近代国家という新たな秩序のなかで、「国民」として、諸個人は同一性を獲得し、貨幣は国家によって普遍的な価値を与えられる。こうして、はじめて、交換相手が誰であれ、共通の貨幣を認知し、お互いの「差異」、つまり生産物、あるいは所有物を交換していくことが可能になり、交換する個人は、差異の保有者として自立しているとみなされるようになるのである。ここで、国家が社会そのものとみなされるようになり、国家という社会を構成する国民は個人となる。つまり、個人・社会二元論的認識枠組が、革命を通じて具体的に制度化されていくのである。したがって、個人・社会二元論的認識枠組は、追憶の秩序を否定して、一挙に商品交換の一般化を可能にするような秩序を築こうとするなかで形成されたものだといえる。(中略)

西欧が、革命によって暴力的に平等を至上価値とする新たな秩序を作ることで、商品経済の進展が引き起こした追憶の秩序の危機を乗り越えようとしたのに対して、日本は、西欧とはいささか異なる解決方法を模索した。日本では、商品交換の進展が引き起こす秩序の危機に対して、可能な限り追憶の秩序を維持できるような秩序が追求され、まさにこのための認識枠組として、相互関係論的認識枠組が形成されるのである。このような意味で、町人の中で一般的になる恩と報恩の倫理も、単なる武家道徳の模倣ではなく、追憶の秩序に根ざした交換の規則を規定するためのものであると

いえる。そのなかでは、あたかも共同体に富をもたらした神や祖先の霊に儀礼的な返礼をするかのよう、受恩者が施恩者に対して恩を返していく。恩と報恩の倫理は、追憶の秩序における生者と死者の間の交換原理を日常生活における交換原理に移し換えたものなのである。

追憶の秩序は、共同体に何らかのかたちで関わりのあった死者の霊を儀礼などによって喚起することで秩序を維持する。つまり、追憶の秩序では、生者と死者がまだ在命中に共に分かち合ったさまざまな経験の記憶が、決定的な意味を持っている。しかし、商品交換の論理は、過去の記憶に拘泥しないどころか、それを否定していこうとする。ここから生じる矛盾を解消するために、少なくともふたつの方向性がある。ひとつは身近な死者たちによって表された「過去」と革命的な訣別をして、個人・社会二元論的認識枠組に基づいた、商品交換の一般化を可能にするまったく新たな秩序を作り出す西欧の方向性である。今ひとつは、追憶の秩序を可能な限り維持しながら、しかも商品経済の発展を全面否定しないような秩序を模索する日本の方向性であり、相互関係論的な認識枠組の形成はその第一歩なのである。(中略)

相互関係論的な認識枠組では、行為者がいかにして社会的世界を構成するかが最大の関心事である。このような認識枠組の下で倫理が規定するのは、行為者が社会的世界といかに関わるべきかという点であり、恩と報恩の倫理はまさにそのためのものである。ここで重要なのは、この倫理規定のほとんどが、恩を受けた者がいかに行動するべきかに関するものだということである。いいかえれば、この倫理は、受恩者、あるいは下位の立場にある者を対象にしているのである。

受恩者は、自らの親のように振る舞う施恩者の庇護下にあり、あくまで施恩者を通じて世間に関わる。施恩者は、世間に対して自らの率いる集団を代表し、同時に、集団の成員である受恩者が、世間の暗黙の規範を守るよう監視する。この監視の役割のなかには、支配下にある者同士が対立したときの仲裁も含まれており、例えば、施恩者Aは、受恩者 a1、a2、a3 の間にもめ事が起こったとき、これを仲裁しなければならないのである。

世間には、施恩者 B が b1、b2、b3 を配下に置く集団、施恩者 C が c1、c2、c3 を配下に置く集団のように、A の率いる集団と同じタイプの集団がある。ここでもし、A、B 間やその支配下にある a1、b1 の間にもめ事が起こったら、どうなるだろう。A と B の率いる集団の間に著しい力の差があれば、弱者は強者に吸収されるか、そうでなければ消滅するであろう。しかし、両者の力が拮抗している場合、もめ事を何らかのかたちで解決することは非常に難しい。もちろん、両者の対立関係が恒常的になり、対立のなかで関係が安定する可能性もあるが、実際に何かもめ事が起こったとき、その解決を唯一可能にするのは、A と B を同時に制御できる存在である。A と B の上位に A、B の施恩者である X がいれば、X が仲裁者となることで、A、B 間のもめ事は解決の方向に向かうのである。

このように A、B を支配下に置く X がいる場合には、A、B が X を通じてより広い世間に通じるだけでなく、A、B の庇護下にある a1、a2、a3 や b1、b2、b3 も X を通じて間接的により広い世間に関わることになる。つまり、a1、a2、a3 の上位にいる A が X という別の上位者を持てば、a1、a2、a3 の世間も自動的に拡がっていくわけである。それは、a1、a2、a3 に対する監視の目が光る範囲が拡がるということ

も意味し、a1、a2、a3 が A の影響下から逃げようとするのを防いで、A が組織を維持するうえで役立つ。世間は明確な境界線を持たず、至るところに広がる可能性を秘めているが、現実在世間が広がるためには、自ら位置している人間関係のなかで、上位に位置している者の世間が広がる必要があり、世間と、恩と報恩の倫理に基づいた人間関係網が連動しなければならないのである。

ところで、上の例の場合、X は自らが施恩者である A、B 間の対立に対しては仲裁者として振る舞うことができるが、自らの影響の及ぶ範囲を越えた者同士の対立に対しては無力である。また、もし、自分と同じような影響力を持つ者と対立した場合、A と B の対立と同様に、自分より上位に位置する者の仲裁を仰ぐか、さもなければ彼らと長期的な対立関係に入ることを覚悟しなければならない。これは、X のような仲裁者の影響力の及ぶ範囲には限界があり、X もその庇護下にある A や B も、常に X の影響力を超えた「広い」世間においてもめ事に巻き込まれたり、裏切りにあったりする可能性があることを意味している。このように、世間では常に他者の両義性が顕在化する可能性があり、それは、世間が個別的な行為者を超えたところに存在している点に起因している。したがって、世間において他者の両義性の顕在化が無秩序を招かないようにするためには、世間全体を包括するようないわば絶対的な「施恩者」が、第三者として存在しなければならないのである。

このように、絶対的な施恩者が商品経済の一般化を可能にする第三者の役割を果たす点においても、相互関係論的認識枠組は、国家という枠組自体が第三者となる個人・社会二元論的認識枠組とは大きく異なっている。

個人・社会二元論的認識枠組は、本来自立した存在である個人の合意によって国家が形成されたと捉える。国家の立法機関が選挙のような制度によって、人民の信任を反映するような仕組みになっているかどうかという問題とは別に、国家成立の時点で、国家はあくまで個人とは切り離された存在となる。もちろん、すでに繰り返し指摘しているように、対等な二者の商品交換が滞りなく行われることが難しいことから第三者、すなわち国家が生まれるのである以上、対等な複数の個人が実際に合意することによって国家を形成するわけではない。歴史的にみても、合意ではなく革命によって暴力的に第三者としての国家が造られたのは明らかである。ただ、実際の国家成立の事情はどうあれ、ひとたび権力を掌握すると、国家は、あたかも人民の信任を得たかのように、独立した立法機関として機能するようになるのである。

これに対して、相互関係論的認識枠組では、秩序形成の単位が個人ではなく「関係」に求められるため、第三者はその関係の延長線上になければならない。したがって、第三者といっても、それは抽象的な国家のような個人と完全に切り離された存在自体ではなく、個人と密接に結び付いた絶対的な施恩者になるのである。

荻野 昌弘著『資本主義と他者』（関西学院大学出版会、1998年）から抜粋。なお、注などは略。